

住民記録システムから他業務への連携事項における留意事項について

No.	連携ID	報告事象	留意いただきたい点	デジタル庁の見解及び対応方針について	住民記録システム標準仕様書における機能要件の解釈について
1	001o009（支援措置対象者の連携に伴う支援対象者情報提供のための連携インターフェース）	<p>支援措置対象者の連携について自治体より以下の報告がありました。</p> <p>■事象 DV等支援措置の情報が、一部の業務システム（税、国保、介護、健康管理等）で正しく判定されず、支援措置対象であるにも関わらずアラートが表示されない事象が発生。</p> <p>■発生契機 支援措置の終了前に住民記録システムにおいて支援措置の更新（延長）作業を行った場合、住民記録システムにおいて、支援措置開始日が「未来日付」で設定される。そのため、連携データも未来日付となり、取込先システム側で「現時点では支援措置対象ではない」と判定されてしまう様となっていた。</p>	<p>支援措置終了日よりも前に支援措置の延長を行った場合、どのようなデータが他業務に連携されるかについては、住民記録システム事業者から連携先ベンダーに共有をいただきましようお願いいたします。</p> <p>そのうえで、連携先業務の事業者におかれましては、支援措置として有効であるべき対象者が有効ではない状態になつていなかを十分ご確認いただきますようお願いいたします。</p>	<p>住民記録システム標準仕様書の機能ID:001o116及び機能ID:001o099において、「抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。」とされております。</p> <p>そのため、基本データリスト（住民基本台帳）のグループID:001o09（支援措置対象者情報）において、考慮をしているところです。</p> <p>具体的には、データ項目ID:001o0404（支援措置区分）を規定し、当該データにおける支援措置の状態を出力する方針としております。（コード値 1:支援措置、2:仮支援措置、3:支援措置終了）</p> <p>また、デジタル庁において、データ要件・連携要件のリファレンス「別紙3_データ要件・連携要件に関するリファレンス詳細_001o09_支援措置対象者情報.xlsx」を公開し、「支援措置延長」についても考え方をお示しているところですが、本件を踏まえ、総務省に支援措置期間及び支援措置延長の考え方について確認をしたところ、右記のとおりの回答があったことから、リファレンスの変更を検討しております。（令和8年2月末予定）</p>	<p>支援措置の期間はあくまで1年単位なので、「支援措置期間終了通知」が1年を超えることは想定しておりません。</p> <p>支援措置の期間については、住民基本台帳の事務処理要領第5-10-カキで以下のとおり示されています。</p> <p>カ 支援措置の期間支援措置の期間は、いざれの市町村における支援措置についても、ウに基づき当初受付市町村長が確認の結果を申出者に連絡した日から起算して一年とする。</p> <p>ヰ 支援措置の延長当初受付市町村長は、支援措置の期間終了の一月前から、支援措置の延長の申出を受けるものとし、申出があった場合には、いざれの市町村における支援措置についても、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して一年とする。</p> <p>よって、1年を超える支援措置期間の設定は許容されておりません。</p>